

# 伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定

## (目的)

第1条 このまちづくり協定は、伊勢原市東部土地区画整理区域内における建築物の敷地、位置、高さ、色彩、垣柵等に関する基準について協定し、緑豊かな新たな産業系の土地利用を目指し、隣接する既存住宅地と調和のとれた安全でうるおいのある、次世代に誇れる良好な市街地環境を形成・保全する街づくりを目的とする。

## (名称)

第2条 このまちづくり協定は「伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定」(以下「協定」という。)と称する。

## (協定の区域)

第3条 この協定の区域は、伊勢原市東部土地区画整理事業(平成6年8月5日付組合設立認可)の施工地区(以下「区域」という。)とする。

## (協定の締結)

第4条 この協定は、区域内の土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)の3分の2以上の合意により締結する。

## (協定の変更並びに廃止)

第5条 この協定の区域、有効期間、第6条による基準を変更しようとするときは、土地所有者等の3分の2以上の合意による。

2 この協定を廃止しようとするときは、土地所有者等の2分の1以上の合意による。

3 前2項のうち、法律又は都市計画で定められた地区計画及び伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等(以下「法令等」という。)により定められた内容にあつては、その法令等によるものとする。

## (協定による基準)

第6条 この協定による基準は、次のとおりとする。ただし、法令等により定められたものにあつては、その法令等の定めるところによる。

### (1) 土地利用

本協定区域を別図に示す「地域産業地区A」、「地域産業地区B」、「居住環境調和地区」、「交流地区」、及び「中小企業集団化地区」に区分する。

### (2) 建築物等の用途の制限

区域内における建築物等の用途の制限は法令等によるものとする。

[別表1] 参照

### (3) 敷地の高さ

敷地地盤は、修景等による軽微なものを除き土地区画整理事業による造成高を基本とする。やむをえず建築物の利用計画上敷地の高さを変更する必要がある場合には、事前に隣接する土地所有者等に十分な説明を行い同意を得るとともに、伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり委員会（以下「委員会」という。）に届け出るものとする。

この場合にあつて、隣接する宅地に悪影響を与えるものであってはならない。

### (4) 建築物の敷地面積

建築物の敷地面積の最低限度は、法令等による。

### (5) 建築物の壁面の位置

建築物の壁若しくは、これに代わる柱の面から道路境界線までの距離及び隣地境界線までの距離は、法令等による。

### (6) 建築物の高さ

建築物の高さの制限は、法令等による。

### (7) かき又はさくの構造

道路境界線沿いに設けるかき又はさく（門扉、門柱は除く。）の構造は、生け垣又は透視可能なフェンスとする。

ただし、コンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが60cm以下のものはこの限りではない。

### (8) 建築物の意匠

建築物の外壁及び屋根の色は、刺激的な色彩又は装飾をもちいることなどにより美観、風致を損なわないものとする。

### (9) 緑化の推進

[別表2]に定める緑化基準に基づき敷地の緑化に努め、近隣に迷惑をかけないように充分に手入れを行うものとする。

### (10) 公害防止

公害の発生を未然に防止することを認識し、公害関係法令等に定める規制基準を遵守した公害防止対策を実施しなければならない。

### (11) 地下水の保全

地下水の保全のため、雨水以外は地下に浸透させないこと。又、地下水を使用してはならない。ただし家庭用飲料水のための井戸及び既存の井戸の移設は除く。

### (管理及び運営)

第7条 この協定の管理及び運営のため、委員会を設置する。

2 委員会は土地所有者等の互選により選出された委員をもって組織する。区域内全体で組織される自治組織がある場合は、その組織が委員会を統括し協定を運営する。

- 3 委員は委員長1名、副委員長1名を互選する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の会議を召集する。
- 5 委員長は、この協定に規定する事項を審議するため、総会を開催することができる。
- 6 総会は、土地所有者等の2分の1以上の者の出席により成立する。
- 7 総会の議事は、第5条の案件を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協定の確認)

第8条 委員会は、まちづくり協定の締結、変更又は廃止について伊勢原市長に確認書を提出する。

(違反者に対する対応)

第9条 この協定に違反した場合、委員会は当該者に対して計画の変更等について、相当の猶予期間をつけて当該行為を是正させることができる。

(有効期間等)

- 第10条 この有効期間は締結の日から10年間とする。ただし、期間満了6ヶ月前までに異議が無ければ更に5年間延長し、以後もこの例による。
- 2 この協定の締結日以降に、この協定の区域内の土地所有者等になった者に対しても、その効力は発生する。

(適用の除外)

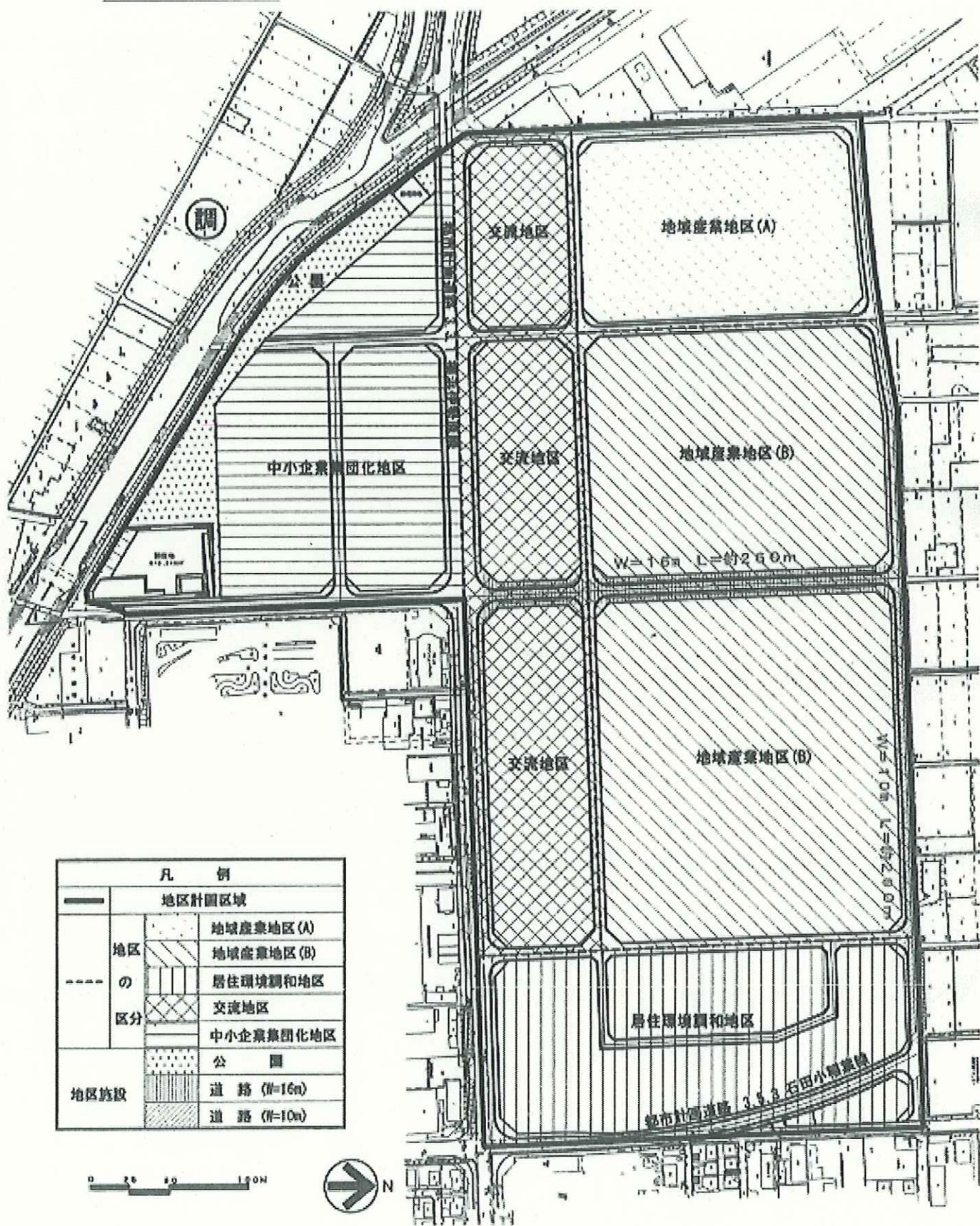
第11条 この協定適用日以前の既設のもの、及び委員会が特に認めたものにあつては第6条の基準を適用しないことができる。

(補則)

- 第12条 この協定に定めるもののほか、管理、運営、基準その他細目に関して必要な事項は、委員会で協議し別に定めることができる。
- 2 この区域内に新たに、第7条に定める委員会が組織されるまでは、伊勢原市東部土地区画整理組合理事会が管理、運営にあたる。

附則

- 1 この協定の締結は平成11年12月16日とし、施行は平成12年 9月22日とする。
- 2 平成15年12月 3日に一部規約改定。
- 3 平成19年 4月25日に一部規約改定。



凡 例		
地区計画区域		
地区 の 区分		地域産業地区(A)
		地域産業地区(B)
		居住環境調和地区
		交流地区
地区施設		公 園
		道 路 (W=16m)
		道 路 (W=10m)



[別表1]

地区の区分	地域産業地区 A	地域産業地区 B	中小企業集団化地区	交流地区	居住環境調和地区	
用途地域	準工業地域	工業地域	工業地域	準工業地域	準工業地域	
地区面積	約 2.4 ha	約 7.8 ha	約 4.3 ha	約 4.1 ha	約 3.4 ha	
地区計画で制限される建築物	1 住宅、共同住宅等 2 兼用住宅等 3 店舗、飲食店等（工場等に併設される銀行の支店出張所、理髪店その他これらに類するサービス業を営む店舗は除く。） 4 ホテル、旅館（宿泊研修所を除く。） 5 ボーリング場、スケート場、水泳場等 6 カラオケボックス等 7 麻雀屋、パチンコ屋、射的場等 8 劇場、映画館、演芸場等 9 キャバレー、料理店等 10 学校（専修学校及び各種学校を除く。） 11 神社、寺院、教会等 12 病院 13 畜舎（15㎡を超えるもの） 14 地区内産業の利便を害する恐れがある工場 ※1 15 周辺地域環境を悪化させる恐れがある建築物 ※2 16 危険物の貯蔵・処理量のやや多い施設	1 住宅、共同住宅等 2 兼用住宅等 3 店舗、飲食店等（工場等に併設される銀行の支店出張所、理髪店その他これらに類するサービス業を営む店舗は除く。） 4 ボーリング場、スケート場、水泳場等 5 カラオケボックス等 6 麻雀屋、パチンコ屋、射的場等 7 図書館、博物館等 8 神社、寺院、教会等 9 畜舎（15㎡を超えるもの） 10 地区内産業の利便を害する恐れがある工場 ※1 11 周辺地域環境を悪化させる恐れがある建築物 ※2 12 危険物の貯蔵・処理量のやや多い、多い施設	1 住宅、共同住宅等 2 兼用住宅等 3 店舗、飲食店等の床面積の合計が500㎡を超えるもの 4 ボーリング場、スケート場水泳場等 5 カラオケボックス等 6 麻雀屋、パチンコ屋、射的場等 7 図書館、博物館等 8 神社、寺院、教会等 9 自動車教習所 10 畜舎（15㎡を超えるもの） 11 地区内産業の利便を害する恐れがある工場 ※1 12 周辺地域環境を悪化させる恐れがある建築物 ※2 13 危険物の貯蔵・処理量のやや多い、多い施設	1 住宅、共同住宅等 2 兼用住宅等 3 店舗、飲食店等の床面積の合計が3000㎡を超えるもの 4 ホテル、旅館 5 キャバレー、料理店等 6 学校（専修学校及び各種学校を除く。） 7 神社、寺院、教会等 8 自動車教習所 9 畜舎（15㎡を超えるもの） 10 地区内産業の利便を害する恐れがある工場 ※1 11 周辺地域環境を悪化させる恐れがある建築物 ※2 12 危険物の貯蔵・処理量のやや多い施設	1 店舗、飲食店等の床面積の合計が500㎡を超えるもの 2 ホテル、旅館（簡易宿所を除く。） 3 ボーリング場、スケート場、水泳場等 4 カラオケボックス等 5 麻雀屋、パチンコ屋、射的場等 6 劇場、映画館、演芸場等 7 キャバレー、料理店等 8 学校（専修学校及び各種学校を除く。） 9 神社、寺院、教会等 10 自動車教習所 11 畜舎（15㎡を超えるもの） 12 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場を除く。） 13 地区内産業の利便を害する恐れがある工場 ※1 14 周辺地域環境を悪化させる恐れがある建築物 ※2 15 危険物の貯蔵・処理量のやや多い施設	
建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡	1,000㎡	500㎡	300㎡	200㎡	
ただし、土地区画整理事業の換地指定時の面積が、基準を下回る場合は、その画地の面積とする。						
建ぺい率	60%	60%	60%	60%	60%	
容積率	200%	200%	200%	200%	200%	
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は下表の数値以上とする。					
	道路境界線からの距離	3m	3m	2m	2m	1.5m
	隣地境界線からの距離	2m	2m	1m	1m	1m
ただし、上表における建築物の壁面の位置の制限は、次の各号に掲げる建築物には適用しない。この場合においては道路境界線からの距離の最低限度は1mとする。 (1) 建築物に付属する軒高が2.3m以下かつ床面積の合計が10㎡以下の物置その他これに類するもの。 (2) 建築物に付属する軒高が2.3m以下かつ床面積の合計が30㎡以下の車庫その他これに類するもの。 (3) 公園内の公衆便所又は休憩所、公衆電話所及びガスガバナー施設その他これらに類する公益上必要な建築物。						
建築物の高さの最高限度	—	—	—	18m	18m	
かき又はさくの構造の制限	道路境界線沿いに設けるかき又はさく（門扉、門柱は除く。）の構造は、生け垣又は透視可能なフェンスとする。また、コンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが60cm以上のもの。					

※1 各地区に「地区内産業の利便を害する恐れがある工場」という記載がありますが、各地区の土地利用計画を考慮して、危険、騒音、振動、悪臭、大気汚染などの恐れのある工場の立地を規制するもので、各地区によって制限の内容は異なります。

【地区内産業の利便を害する恐れがある工場】

凡例：○建てられる用途、●建てられない用途、▲作業場の床面積に制限あり

建築基準法別表第二(と)項3号に掲げる工場	地域産業地区A	地域産業地区B	中小企業集団化地区	交流地区	居住環境調和地区
容量10リットル以上30リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作	○	○	○	○	▲50㎡以上
印刷用インキの製造	○	○	○	●	●
出力の合計が0.75KW以下の原動機を使用する塗料の吹付	○	○	○	○	▲50㎡以上
原動機を使用する魚肉の練製品の製造	○	○	○	▲150㎡以上	▲50㎡以上
原動機を使用する2台以下の研磨機による金属の乾燥研磨(工具研磨を除く。)	○	○	○	▲150㎡以上	▲50㎡以上
コルク、エボナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの	○	○	○	●	●
厚さ0.5mm以上の金属板のつち打加工(金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)又は原動機を使用する金属のプレス(液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。)若しくはせん断	○	○	○	▲150㎡以上	●
印刷用平版の研磨	○	○	○	▲150㎡以上	▲50㎡以上
糖衣機を使用する製品の製造	○	○	○	●	●
原動機を使用するセメント製品の製造	○	○	○	●	●
ワイヤーフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が0.75KWをこえる原動機を使用するもの	○	○	○	▲150㎡以上	●
木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が0.75KWをこえる原動機を使用するもの	○	○	○	●	●
製針又は石材の引割で出力の合計が1.5KWをこえる原動機を使用するもの	○	○	○	●	●
出力の合計が2.5KWをこえる原動機を使用する製粉	○	○	○	●	●
合成樹脂の射出成形加工	○	○	○	▲150㎡以上	●
出力の合計が10KWをこえる原動機を使用する金属の切削	○	○	○	▲150㎡以上	●
めっき	○	○	○	○	●
原動機の出力の合計が1.5KWをこえる空気圧縮機を使用する作業	○	○	○	○	▲50㎡以上
原動機を使用する印刷	○	○	○	▲150㎡以上	▲50㎡以上
ペンディングマシン(ロール式のものに限る。)を使用する金属の加工	○	○	○	▲150㎡以上	●
タンブラーを使用する金属の加工	○	○	○	▲150㎡以上	●
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く。)を使用する作業	○	○	○	▲150㎡以上	●

建築基準法別表第二(り)項3号に掲げる工場	地域産業地区A	地域産業地区B	中小企業集団化地区	交流地区	居住環境調和地区
玩具煙火の製造	●	●	●	●	●
アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量30リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)	○	○	○	●	●
引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼き付け(赤外線を用いるものを除く。)	○	○	○	●	●
セルロイドの加熱加工又は機械のこぎり使用する加工	○	○	○	●	●
絵具又は水性塗料の製造	●	●	●	●	●
出力の合計が0.75KWをこえる原動機を使用する塗料の吹付	○	○	○	●	●
亜硫酸ガスを用いる物品の漂白	●	●	●	●	●
骨炭その他動物質炭の製造	●	●	●	●	●
せっけんの製造	●	●	○	●	●
魚粉、フェザーミル、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料製造	●	●	○	●	●
手すき紙の製造	○	○	○	●	●
羽又は毛の洗浄、染色又は漂白	●	●	●	●	●
ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別洗浄又は漂白	●	●	●	●	●
製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの	○	○	○	●	●
骨、角、きば、ひずめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの	○	○	○	●	●
鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの	●	●	○	●	●
レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5KWをこえる原動機を使用するもの	○	○	○	●	●
壘、懐炉灰又はれん炭の製造	●	●	●	●	●
活字若しくは金属工芸品の鋳造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルを超えない、つぼ又はかまを使用するもの(印刷所における活字の鋳造を除く。)	○	○	○	●	●
瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造	○	○	○	●	●
ガラスの製造又は砂吹	○	○	○	●	●
金属の溶射又は砂吹	○	○	○	●	●
鉄板の波付加工	○	○	○	●	●
ドラムかんの洗浄又は再生	●	●	●	●	●
スプリングハンマーを使用する金属の鍛造	○	○	○	●	●
伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4KW以下の原動機を使用するもの	○	○	○	●	●

建築基準法別表第二 (ぬ) 項1号に掲げる工場	地域産業地区A	地域産業地区B	中小企業集団化地区	交流地区	居住環境調和地区
火薬類取締法の火薬類 (玩具煙火を除く。) の製造	●	●	●	●	●
消防法第2条第7項に規定する危険物の製造 (政令で定めるものは除く。)	●	●	●	●	●
マッチの製造	●	●	●	●	●
ニトロセルロース製品の製造	●	●	●	●	●
ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造	●	●	●	●	●
合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造 (漆又は水性塗料の製造を除く。)	●	●	●	●	●
引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造	●	●	●	●	●
乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造	●	●	●	●	●
木材を原料とする活性炭の製造 (水蒸気法によるものを除く。)	●	●	●	●	●
石炭ガス類又はコークスの製造	●	●	●	●	●
可燃性ガスの製造 (政令で定めるものを除く。)	●	●	●	●	●
圧縮ガス又は液化ガスの製造 (製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)	●	●	●	●	●
塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石灰酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造	●	●	●	●	●
たんぱく質の加水分解による製品の製造	●	●	○	●	●
油脂の採取、硬化又は加熱加工 (化粧品を製造を除く。)	●	●	○	●	●
ファクセス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造	●	●	○	●	●
肥料の製造	●	●	●	●	●
製紙 (手すき紙の製造を除く。) 又はパルプの製造	●	●	●	●	●
製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製	●	●	●	●	●
アスファルトの精製	●	●	●	●	●
アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残るかすを原料とする製造	●	●	●	●	●
セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	●	●	●	●	●
金属の溶融又は精錬 (容量の合計が50リットルをこえないつば若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)	●	●	○	●	●
炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕	●	●	●	●	●
金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業 (グラインダーを用いるものを除く。) びょう打作業又は孔埋作業を伴うもの	●	○	○	●	●
鉄釘類又は鋼球の製造	●	○	○	●	●
伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4KWをこえる原動機を使用するもの	●	○	○	●	●
鍛造機 (スプリングハンマーを除く。) を使用する金属の鍛造	●	○	○	●	●
動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造	●	●	●	●	●
石綿を含有する製品の製造又は粉砕	●	●	●	●	●

※2 伊勢原市歌川産業スクエア地区内はもとより周辺地域環境に配慮するため、「周辺地域環境を悪化させる恐れがある建築物」として、次に掲げる施設を制限したものです。  
 ア 電気の卸供給 (電気事業法第2条第1項第1号に規定する卸供給をいう。) の事業を営む施設  
 電気事業法、環境アセス条例等の他法令で審査されるもの、ガスコージェネレーションシステム、自家発自家消費を除く、ガス・タービン、ディーゼルエンジン、ガスエンジン等を用いて発電を営む用途に供する建築物を制限しています。  
 イ と畜場又は死亡獣畜取扱場 (化製場等に関する法律 第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)

## [別表2] 緑化基準

地区の区分	地域産業地区A	地域産業地区B	中小企業集団化地区	交流地区	居住環境調和地区
用途地域	準工業	工業		準工業	
1,500 m <sup>2</sup> 未満	敷地内の空地は緑化に努め良好な管理を行うものとする				
1,500 m <sup>2</sup> 以上	10%	10%	10%	5%	5%
4,500 m <sup>2</sup> 以上	15%	15%	15%	10%	10%

## 伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定委員会細則

### (目 的)

第1条 この細則は、伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定（以下「協定」という。）第7条に基づく伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定め、その運営を円滑化することを目的とする。

### (委員会の業務)

第2条 委員会は、協定の運営に関する次の事項を処理する。

- (1) 協定第8条並びに9条に係る事項
- (2) 第6条に係る事項
- (3) その他協定の管理・運営に関すること

### (任 期)

第3条 委員の任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

### (議 決)

第4条 委員会の議事は、役員を含め委員の3分の2以上が出席した委員会において、出席委員の過半数をもって決する。

2 可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

### (議事録の作成及び保管)

第5条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載する。

3 委員長は議事録を保管し、利害関係人の請求があった時は、これを閲覧させなければならない。

### (経 費)

第6条 委員会にかかる諸経費は、協定第4条に定める区域内の土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）全員の負担とする。

### (土地所有者等の届出)

第7条 土地所有者等は、協定第3条に定める協定の区域（以下「区域」という。）内に建築物を新築、増改築及び変更しようとする場合は、事前に委員会へ届け出るものとし、届出は第1号様式により行うものとする。

2 土地所有者等は、協定第4条に定める土地所有者等に変更が生じた場合は委員会へ届け出るものとし、届出は第2号様式により行うものとする。

### (委 任)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の事務執行、会計、その他必要な事項は、委員会の承認を得て委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

この細則は委員会設立の日（平成20年2月18日）より実施する。

(第1号様式)

伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定届出書  
(新築・増改築・変更)

年 月 日

伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定委員会  
委 員 長 殿

申 請 者  
(住 所)  
(氏 名)  
(電 話)

印

伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定委員会細則第7条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

1. 申請地 伊勢原市  
( 地区)
2. 用 途
3. 面 積 敷地面積  $m^2$
4. 高 さ 最高高さ  $m$
5. 地盤高の変更 切土(有・無)、盛土(有・無)  
※切土、盛土のある場合には配置図、断面図に記載
6. 意 匠(色調) 屋根( )、外壁( )
7. 緑 化 緑化面積  $m^2$  %
8. 公害防止 公害の発生を未然に防止することを認識し、公害関係法令等に定める既成基準を遵守した公害防止対策を実施する。
9. 地下水の利用 地下水利用(有(家庭飲料水・既存井戸移設)・無)
- ※ 添付図面 位置図、配置図(外構図を含む)、立面図(外構図を含む)  
地盤高さの変更がある場合は隣接建物関係者説明報告書

伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定承認書

年 月 日

殿

伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定委員会  
委 員 長

年 月 日に届出のあった計画については、審査の結果、伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定の内容に適合しています。

(意見欄)

土地所有者等変更届出書

年 月 日

伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定委員会  
委 員 長 殿

申 請 者  
(住 所)  
(氏 名)  
(電 話)

印

伊勢原市歌川産業スクエアまちづくり協定委員会細則第7条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

1. 所在地 伊勢原市  
( 地区)
2. 面 積 敷地面積  $m^2$  ( 坪)

3. 新土地所有者等 ①住所  
②氏名  
③電話

\*共有者が2名以上ある場合には、共有者全員の名簿を添付してください。

4. 土地の権利形態 所有権、地上権、賃借権

5. 旧土地所有者等 ①住所  
②氏名  
③電話

\*共有者が2名以上ある場合には、共有者全員の名簿を添付してください。

6. 添付書類 土地の登記簿謄本